

設計書の開示に係る「開示請求の特例」の適用について
(金入設計書の情報提供)

1 背景

工事等の金入設計書の開示請求の件数は年々増加傾向にあり、特に今年度の請求が急増した。今後も多くの請求が見込まれる。

【過去2年及び今年度の件数】

令和4年度 7件

令和5年度 16件

令和6年度 64件（令和7年1月末時点）

2 目的

電子メールによる工事等の金入設計書の情報提供を行い、手続きの簡素化を図りたい。（大野城市情報公開条例施行規則第6条を適用）

3 情報提供の手続き案

(1) 対象の金入設計書

- ・ 契約の締結が完了したもの
- ・ 金入設計書に大野城市情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれていないもの（ただし、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、不開示情報が記録されている部分以外を情報提供の対象とする。）

(2) 依頼方法

担当課に別添依頼書を次のいずれかの方法で提出

- ・ メール
- ・ 担当課窓口
- ・ 郵送（郵送での依頼であっても提供方法はメールまたは窓口に限る）

(3) 提供方法

原則、依頼から14日以内に次のいずれかの方法で提供

- ・ 電子メール
- ・ 写しの交付（CD-Rまたは紙）
- ・ 閲覧

※郵送での提供を希望される場合は、公文書開示請求による。

【参考】

大野城市情報公開条例施行規則

（開示請求の特例）

第6条 条例第15条第1項の規定により開示した申請書、届出書等の開示文書（全部を開示したものに限る。）と同種のもので、反復的に開示の請求がなされるものは、条例第6条第1項の規定による手続きを省略し、速やかに当該公文書の開示を実施するものとする。この場合において、当該公文書の開示をもって、条例第11条第1項の開示決定を行ったものとみなす。

大野城市情報公開条例

（開示の実施）

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示を実施しなければならない。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- （1） 開示請求をする者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、その他の団体にあつては、団体の所在地）
- （2） 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

工事等の金入設計書の情報提供依頼書

年 月 日

(宛)

住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

（〒 - ）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者名（連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡担当者）

電話番号 () -

メールアドレス

下記の工事等に係る金入設計書の情報提供をお願いします。

依頼する工事等の名称 ※工事等の名称は、 担当課に確認して ください。	
求める提供の方法 ※該当する□内にレ 印を記入してくだ さい。	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 写しの交付 CD-R（窓口交付のみ、1枚40円） <input type="checkbox"/> 写しの交付 紙（窓口交付のみ、A4片面1枚10円） <input type="checkbox"/> 閲覧

※本依頼書は工事担当課ごとに作成し、提出してください。

担当課等記入欄

受付年月日	年 月 日
担当課等	(部・局) 課 担当
確認事項	<input type="checkbox"/> 金入設計書に契約の締結が完了し、不開示情報が含まれていないこと ※不開示部分を容易に区分して除くことができるときは受付可 <input type="checkbox"/> 提供後、本依頼書の写しをプロモーション推進課に共有すること
備考	